佐伯市分別収集計画 (第10期)



令和4年8月 佐 伯 市

佐伯市分別収集計画

令和4年8月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に 支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があ る。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行し ていくことが重要である。

一般廃棄物の処理は、焼却処理施設の「エコセンター番匠」、最終処分場の「佐伯一般廃棄物最終処分場」「蒲江一般廃棄物最終処分場」で処理を行っており、ガス化溶融炉やリサイクルプラザを整備した「エコセンター番匠」で選別後に溶融処理を行い、中間処理後の残渣を減少させ埋立て処分量の削減に努めている。さらに最終処分場においては、「エコセンター番匠」建設前まで「佐伯一般廃棄物最終処分場」の一部に埋め立てていた一般廃棄物を「エコセンター番匠」において再処理することにより、最終処分場の延命化を図っている状況である。

しかしながら、ペットボトルを除くプラスチック製容器包装の取扱いについては、現在、中間処理施設の熱源としてサーマルリサイクル*を行っているが、今後も循環型社会形成の動向を注視しながら、調査・検討を行っていく必要がある。

また、「佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略」により示されている推計によると、将来人口の減少が予測され、それに伴い市民から排出される廃棄物の量も減少が見込まれるものの、やはり、更なる循環型社会の確立に向けた3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進は避けて通れない課題となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3Rを推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3R推進の取組を積極的に進め、循環型社会の形成を目指すものである。

*「サーマルリサイクル」とは・・・廃棄物から熱エネルギーを回収して有効利用を行うこと。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

・容器包装廃棄物の発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用を基本とした資源循環型 社会づくり

- ・快適な生活環境の確保と地域環境の保全
- ・市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器 (無色、茶色、その他)、ダンボール及びペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位:t)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	5,577	5,552	5,526	5,501	5,475

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出を抑制するためには、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの 立場から適切な役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら、積極的な取組を促進する ことが重要である。廃棄物の排出を抑制するための主な方策は以下のとおりである。

(1) 排出抑制の推進

ア レジ袋の削減とマイバッグの普及

事業者及び関係団体と協働しレジ袋の削減の取組を進めるとともに、マイバッグ 持参率の向上を図る。

イ 過剰包装削減の取組

市民は商品を購入する際、自発的に必要以上な包装を断り、また事業者は自主的に包装の簡素化を行う取組を推進する。

ウ 生ごみに関する減量化の推進

生ごみ処理容器 (コンポスターやキエーロ) 購入者に対する補助金交付や、モニターへの支給・貸与により排出抑制、ごみ減量化の意識付けを図る。

(2) 再使用、再資源化の推進

ア "もったいねぇ"を合言葉にした再使用の推進

"もったいねぇ"という言葉には物を大切にすることや壊れても修理して使うといった気持ちが込められています。この言葉を合言葉に市報やケーブルテレビ等を活用した啓発活動を行い再使用(リユース)の推進を図る。

イ リサイクル紙とる? (紙リサイクルの推進)

ここ数年は紙類が「燃えるごみ」全体の4割程度を占めており、その紙類の中に はリサイクル可能な菓子箱等の「資源ごみ(その他の紙類)」が多く含まれているため啓発活動を行い、リサイクルの推進を図っていく。

(3) 環境教育及び啓発活動

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会等あらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の増加等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再使用、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・市報やケーブルテレビ等を活用した啓発活動
- ・各地区や団体等に対する出張講座活動
- ・市内小学4年生の社会見学時における環境教育の推進
- ・中学・高校生の職場体験時における環境教育の推進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物 の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案 し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力 度、佐伯市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る区分は、下表右欄のとお りとする。

分別収集	しまする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分		
主としてスチール製の容器		カン(ビン・ペットボトルと同一袋で排		
主としてア	/ルミ製の容器	出、同時収集)		
主として	・無色のガラス製容器	ビン(カン・ペットボトルと同一袋で排		
ガラス製	・茶色のガラス製容器	出、同時収集)		
の容器	・その他のガラス製容器	山、问时找来)		
主としてダンボール製の容器		ダンボール(新聞・チラシ、その他の紙 類の3分別で排出、別収集)		
	『リエチレンテレフタレート(PET) であって飲料、しょうゆ等を充て かのもの	ペットボトル(ビン・カンと同一袋で排出、同時収集)		

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及 び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み (法第8条第2項第4号)

	令和!	5年度	令和(6年度	令和7	7年度	令和8	8年度	令和9	9年度
主としてスチール製の 容器	3	7t	3	6t	3	6t	3	5t	3	5t
主としてアルミ製の 容器	8	3t	8.	2t	8	1t	8	0t	79	9t
	(合	清十)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
	4	9t	4	8t	4	8t	4	7t	40	ôt
無色のガラス製容器	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	49t	0t	48	0t	48	0t	47	0t	46	0t
	(合	清計)	(合	計)	(合	·計)	(合	·計)	(合	<u>†</u> 計)
	10	00t	9	8t	9	7t	9	5t	94	4 t
茶色のガラス製容器	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	100t	0t	98t	0t	97t	0t	95t	0t	94t	0t
	(슫	清十)	(合	清†)	(合	·計)	(合] 計)	(合	計)
その他のガラス製	1	9t	1:	9t	1	8t	1	8t	18	Bt .
容器	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	19t	0t	19t	0t	18t	0t	18t	0t	18t	0t
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが 利用されているものを除く。)	(Ot	C)t	C)t	C)t	0	t
主としてダンボール製 の容器	27	79t	27	75t	27	'1t	26	67t	26	3t
	(솓	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)	(合	計)
主として紙製の容器包装)t)t)t)t		t
であって上記以外のもの	(引渡量) Ot	(独自処理量)	(引渡量) Ot	(独自処理量)	(引渡量) Ot	(独自処理量)	(引渡量) Ot	(独自処理量)	(引渡量) Ot	(独自処理量) Ot
主としてポリエチレンテレフタ		計)		計)		} 計)		計)	(合	
レート(PET)製の容器であって 飲料又はしょうゆその他の主務	12	26t	12	24t	12	!2t	12	21t	11	9t
大臣が定める商品を充てんする ためのもの	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
※公益財団法人 日本容器包 装リサイクル協会と再商品化業 務委託契約を締結し同協会が指 定した業者に全量引き渡す	126t	0t	124t	0t	122t	0t	121t	0t	119t	0t
主としてプラスチック製	(숟	計)	(合	(計)	(合	計)	(合	計)	(合	<u>計</u>)
の容器包装であって上 記以外のもの 	()t	С)t	С)t	C)t	0	t
(うち白色トレイ)	(引渡量) Ot	(独自処理量)	(引渡量) Ot	(独自処理量)	(引渡量) Ot	(独自処理量)	(引渡量) Ot	(独自処理量)	(引渡量) Ot	(独自処理量)
]				}		}		1		

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及 び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込み

=直近年度(令和3年度)の特定分別基準適合物等の1人当たり排出実績(① 表)×推計人口(②表)

① 特定分別適合物排出量の実績

<u>ال</u>	68,662 人		
	排出量(t)	1人当たり(kg)	
スチール製容器	38.61	0.56	
アルミ製容器	87.16	1.27	
無色のガラス製容器	51.16	0.75	
茶色のガラス製容器	104.17	1.52	
その他のガラス製容器	20.11	0.29	
ダンボール	292.76	4.26	
ペットボトル	131.83	1.92	

② 推計人口 (単位:人)

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人口	64,214	63,209	62,204	61,121	60,037

※ 推計人口・・・「佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンによる。(国立 社会保障・人口問題研究所による推計を基に作成)

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集の実施方法は以下のとおりとする。

分別収集実務主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集•運搬 段階	選別・保管等段階	
金属	スチール製容器	カン	市の委託業者に	・市(エコセンター番匠)	
並爲	アルミ製容器	712	よる定期収集		
	無色のガラス製容器			市(エコセンター番匠)	
ガラス	茶色のガラス製容器	ビン	市の委託業者に よる定期収集		
	その他のガラス製容器				
紙類	ダンボール	ダンボール	市の委託業者に	・市(エコセンター番匠)	
机块	メンホール	タンホール	よる定期収集	•民間業者	
プラスチック	ペットボトル	ペット ボトル	市の委託業者に よる定期収集	・市(エコセンター番匠)	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

ビン・カン・ペットボトルについては、エコセンター番匠リサイクルプラザで選別、圧縮・保管する。また、ダンボールについては、リサイクルプラザに直接搬入されたものは、ストックヤードで保管するものとするが、定期収集されたものについては、民間業者へ直接搬入する。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕 様		
排出	集積場所	市の指定した集積所		
収集•運搬	収集車両	パッカー車		
'82 Dul _ /D &C	リサイクルプラザ			
選別・保管	ストックヤード			

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容 器包装廃棄物の 種類	収集に係る分別の区分	収集容器収集車		中間処理	
スチール製容器	カン	透明•半透明袋	パッカー車	(選サ	
アルミ製容器	732	20 T2018	, , , , , , ₊		
無色のガラス製容器				^別 イ	
茶色のガラス製 容器	ビン	透明•半透明袋	パッカー車	圧縮施設	
その他のガラス 製容器				<u> </u>	
ダンボール	ダンボール	容器なし(ひもなど で十字に縛る。)	パッカー車	・民間業者・資源ストックヤート゛	
ペットボトル	ペットボトル	透明·半透明袋	パッカー車	ペットボトル リサイクル棟 (選別・圧縮施設)	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 3 R推進普及啓発活動

ア 市報掲載やケーブルテレビを活用した広報活動 市報やケーブルテレビを活用し、随時ごみの減量、リサイクル及び分別方法に関す る情報を提供する。

イ 出張講座等の開催

ごみの減量化やリサイクル等のごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうように、婦人会や老人会その他各種団体からの要請に応じて出張講座等を行う。

また、市内小学4年生を対象にした社会見学や中学・高校生の職場体験時において、ごみに対する意識の高揚に努める。

(2) 廃棄物減量等推進審議会の活用

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、学識経験者、住民、小売事業者の代表者、廃棄物処理業者及び廃棄物再生事業者の代表者で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。

(3) 市民、事業者、行政の役割

循環型社会形成のためには、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれ が積極的な取組を図ることが重要である。それぞれの役割を以下に示す。

市民の役割

- ごみの発生抑制を意識し、排出抑制に取り組むことによりごみを出さないライフスタイルへの転換を図る。
- 分別収集に積極的に協力し、再使用、再生利用に取り組むことにより資源の循環 的な利用を促進する。

事業者の役割

- 事業活動に伴い発生するごみの排出者であることを自覚し、自らが発生源となるごみの減量化、資源化等を行う。
- ライフスタイルに配慮し、ごみになりにくく、リサイクルしやすい製品の製造・ 販売を行う。
- 市民、行政が行うごみの排出抑制やリサイクルの推進に対し認識を深める。

行政の役割

- ごみの抑制や処理状況を的確に把握し、ごみの減量化やリサイクル等の推進、 適正処理を行うためのプランを構築する。
- 循環型社会の構築に向けた市民や事業所の自主的な取組の促進や情報提供など の支援を行う。
- ごみに関する各種の情報を積極的に発信し、3R等の普及啓発活動に取り組む。

(4) PDCAサイクル

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、 その記録を基に見直しを行うこととする。

